

平成 26 年 2 月 25 日
株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ

実質的存続性に関する審査（実質的存続性の喪失）及び「不適当な合併等」の猶予期間入り銘柄

株式会社NowLoadingについて、下記のとおり、実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合に該当するため、「新規上場審査に準じた審査を受けるための猶予期間」に入ることになりましたので、お知らせします。

記

1. 銘柄 (株) NowLoading (コード：2447、セントレックス)
2. 猶予期間 平成 26 年 2 月 25 日 (火) から平成 29 年 3 月 31 日 (金)
条文 株券上場廃止基準第 2 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により準用される同基準第 2 条第 1 項第 9 号 a (上場会社が実質的な存続会社でないと当取引所が認めた場合) に該当するため
3. 理由

株式会社NowLoading (以下「同社」という。) は、平成 26 年 2 月 19 日に、同社の代表取締役 (以下「新任代表取締役」という。) が投資持株会社を買収したことにより、当該被買収会社が同社の連結子会社となる旨を開示していますが、その開示によれば、当該被買収会社の有する完全子会社の総資産規模及び売上高実績は、同社の直前期及び現状の連結総資産規模及び連結売上高実績を大幅に上回っており、その事業内容も同社の事業内容とは異なるものとなっています。

なお、同社の当該新任代表取締役は、平成 25 年 4 月 9 日付で同社の主要株主である筆頭株主となり、同年 7 月 12 日付で代表取締役に就任し、同社の役員構成は、当該新任代表取締役及び創業者である元々の代表取締役の 2 名体制に変更されました。

その後、同社においては、当該新任代表取締役の不動産事業における経験や人脈を活用して新たに不動産事業への取組みを開始し、同社の直前期及び現状の資産規模及び経営成績を大幅に上回る不動産売買契約を締結した旨 (平成 25 年 10 月 22 日付「不動産の取得にかかる重要な契約締結についてのお知らせ」において、55 物件で総額 3,800 百万円 (後に 3,400 百万円に変更) の不動産売買契約を締結し順次取得していくこと、及び同年 12 月 27 日付「不動産売買契約締結に関するお知らせ」において当該不動産のうちの 20 物件を 2,100 百万円で販売すること) を開示しています。

また、今後は当該新任代表取締役が中心となる不動産分野での売上に経営資源の比重が移行するとして、平成 26 年 4 月 1 日付で同社の商号を当該新任代表取締役が別に代表取締役を務める会社と同一

の商号に変更すること及び同社の子会社の商号も同様に変更することを臨時株主総会に付議する旨を開示しており、加えて、本日付で同社の創業者である代表取締役が代表を辞任し、同社の代表は当該新任代表取締役1名となりました。

以上の状況を総合的に勘案すると、同社が実質的な存続会社でないと認めることが適当と判断し、同社株式は、本日から猶予期間に入ることとなりました。

※ 「株券上場廃止基準第2条第1項第9号」は、上場会社に実質的な存続性が認められず、かつ一定期間内(3年以内)に新規上場審査に準じた審査に適合しない場合に上場廃止となることを規定しています。

「実質的な存続会社」の判断は、当事会社の経営成績及び財政状態、役員構成及び経営管理組織、株主構成、商号又は名称、その他当該行為により上場会社に大きな影響を及ぼすと認められる事項を総合的に勘案して行うもので、概して規模の大小等これらの優位性の比較を行うものです。従いまして、当事会社の事業内容や事業の継続性に関して何らかの判断をするものではありません。

なお、猶予期間中に、新規上場審査に準じた審査に適合した場合は、その時点で猶予期間を解除し、上場が継続されることとなります。

以 上